［**別表第十九**　略］

別表第二十　証明規則第２条第１項第６号から第６号の３までに掲げる無線設備の試験方法

第一　設備規則第49条の９においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備であって916.7MHzを超え920.9MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び設備規則第49条の34第２項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって916.7MHzを超え920.9MHz以下の周波数の電波を使用するもの

一　一般事項

［１～６　略］

７　空中線給電点と測定点等

［⑴　略］

⑵　電波発射状態で空中線を切り替える無線設備の場合は、切替えを行っている状態で五の項及び六の項の測定を行う。

［８　略］

［二・三　略］

⑵　電波を発射してから300ｓ以内のキャリアセンスを省略する機能を備える無線設備の場合

⑴に加えて以下の試験を実施する。なお、電波を発射する操作の時間については、イからカまでは300ｓ以内とし、オ及びカでは３ｓ以上として確認することとする。

ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。

イ　標準信号発生器を出力しない状態とする。

ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

エ　標準信号発生器を出力状態とする。

オ　試験機器を受信状態とする。

カ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波を発射する操作を行い、試験機器を送信動作にして、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

キ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波の発射が停止することを確認する。

ク　ウにおいて電波を発射してから300ｓを超えた時間で試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　４⑴のみの測定操作を行った場合であって、４⑴ウ及びカを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

⑵　４⑴及び⑵の測定操作を行った場合であって、４⑴ウ、カ、４⑵ウ、カ、キ及びクを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

［**別表第十九**　同左］

別表第二十　証明規則第２条第１項第６号から第６号の３までに掲げる無線設備の試験方法

第一　設備規則第49条の９においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備であって952MHzを超え954MHz以下の周波数の電波を使用するもの

一　一般事項

［１～６　同左］

７　［同左］

［⑴　同左］

⑵　電波発射状態で空中線を切り替える無線設備の場合は、切替えを行っている状態で四の項及び五の項の測定を行う。

［８　同左］

［二・三　同左］